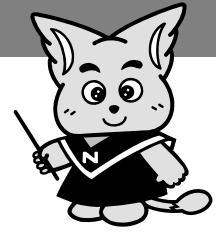


国民年金だより



国民年金保険料を納めることが困難なときは

免除・納付猶予制度をご利用下さい

国民年金の保険料は14,410円（平成20年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除（全額免除・一部納付（一部免除））又は猶予される制度があり、次の3種類があります。

1. 免除（全額免除・一部納付（一部免除））

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は一部納付（一部免除）となります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付が未納の場合、一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。

また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

2. 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者前年度所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

3. 学生納付特例申請

学生（注）で本人に前年度所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

（注）大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学している方（私立の各種学校については都道府県知事の許可を受けた学校に限る））、一部の海外大学の日本分校に在学している方

■保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができますが、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■手続き（申請）について

住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、社会保険事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者証の更新について

現在、75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方に、有効期限が「平成21年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証（りんどう色）」を、一人一枚お渡ししていますが、平成19年中の所得に基づいて、平成20年8月1日からの負担割合（医療機関での窓口負担割合：1割または3割）を改めて判定します。

●負担割合が変わる方

負担割合を変更した新しい被保険者証を7月末までにお送りしますので、古い被保険者証については、役場住民福祉課または由岐支所住民室までお返してください。

●負担割合が変わらない方

新たに被保険者証は交付されませんので、現在お持ちの被保険者証を引き続きご使用ください。

【お問い合わせ先】 徳島県後期高齢者医療広域連合 ☎088-677-3666
美波町役場住民福祉課 ☎77-3614 由岐支所住民室 ☎78-2211